

第2回
条例、規則の公布手続きの不備に関する
大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会
議事録

令和4年11月30日
大槌町役場 3階大会議室

開会 午後6時00分

1 開会

松本会長：それでは、ただいまより「第2回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。本日出席の委員の確認をいたします。まず、私、会長の松本です。それから委員の相高宏太先生。同じく委員の吉田勉先生。「第2回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の出席者は、以上3名の委員となります。大槌町第三者委員会設置条例6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。



2 議事

(1) 提出資料等について

松本会長：早速議事に入っていきたいと思います。はじめに、前回の委員会の時に事務局の方をお願いしておりました「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続きの違いの部分、「ヒアリングの対象の候補者」についての説明と、委員からの事前の質問についての回答をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局(田口)：事務局から3点ご説明させていただきます。まず1点目、「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続きの違いにつきましては、資料2に記載のとおりです。こちらでは「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続きの流れ及び、「規程、要綱、要領」は適切に手続きされていた一方で、「条例、規則」の公布手続きに不備が発生した経緯についてご説明しておりますのでご覧ください。

2点目、ヒアリングの対象の候補者につきましては、資料3に記載しておりますので、こちらをご覧ください。

最後に3点目、委員からの事前質問への回答については、資料4をご覧ください。いただいた確認事項4点について、それぞれご回答を申し上げます。

確認事項(1)資料2の「公告板への掲示」の部分で「規程、要綱、要領」は「担当課から提出された町長印が押印されている文書を総務課担当職員が公告板に掲示する」との手續きになっているが、第1回の委員会によれば、それどおりに実施しているものと思われる。一方、「条例、規則」については、総務課担当職員が公告板に掲示していないということになると思われる。そうだとすれば、総務課担当職員は、担当課から町長印が押印された「規程、要綱、要領」の文書を掲示した際に、「条例、規則」も同様に掲示しなければならないのではないかと思うはずであるが、それに気づかなかった、あるいはそれを誤解していたことになるが、そのような理解でよいか。また、そうだとすると、それに気付かなかった理由はどのようなことが考えられるか。

回答、ご理解のとおり。総務課担当職員が条例、規則の公布手続きについて、理解していなかったことから、総務課担当職員が作成すべき「条例、規則」の公布文を作成していなかった。総務課担当職員が条例、規則の公布手続きを理解せず、「規程、要綱、要領」と「条例、規則」の手續きを結びつけて考えることをしなかったことが、主な理由である。

確認事項(2)資料2の「例規データの更新」の部分で「例規データの更新については総務課担当職員が公布手続きの認識をしていなかったことから、議決日と同日に公布されたものとして更新されている」との説明があるが、これは「例規データの更新については、公布手続きの実施に関わりなく、総務課担当職員が株式会社ぎょうせい(事業者)に送付したデータに基づき、事業者が実施しているものである」という意味と理解してよいか。

回答、ご理解のとおり。総務課担当職員が公布手続きの認識をしていなかったことから、総務課担当職員が議決日と同日に公布されたものとして、株式会社ぎょうせいに更新データを送付し、そのデータに基づき、株式会社ぎょうせいが例規データを更新している。

確認事項(3)担当課から町長が押印された「規程、要綱、要領」を受け取った総務課担当職員とそれを公告板に掲示する職員は同一の職員であるか。また、受け取ってからそれを確認して公告板に掲示するまでに当該書類が職員間(決裁権者まで)で供覧がなされると思われるが、その供覧の職員の範囲はどうなっているのか。

回答、担当課から町長印が押印された「規程、要綱、要領」を受け取る総務課担当職員と公告板に掲示する職員は同一の職員である。町長が押印された「規程、要綱、要領」を担当職員が受領したら、公告板に掲示するのみで、総務課職員間で供覧はしていない。

確認事項（４）、確認事項（３）において、この供覧の手続きに関与する職員は、関係者一覧の職員の中でどのような流れになるのか、ご説明いただきたい。

回答、確認事項（３）の回答のとおり、町長が押印された「規程、要綱、要領」を担当職員が受領したら、公告板に掲示するのみで、総務課職員間で供覧はしていない。

事務局からは以上となります。

松本会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明等について、まず質問を受け付けたいと思います。質問等ございましたら発言をお願いいたします。

吉田委員：ご説明いただきましてありがとうございました。まず1点目ですが、総務課担当職員が理解していなかったからとのことですが、総務課担当職員というのはどなたなのですか。新規採用職員ですか。引継ぎとかはされたのでしょうか。何もされてない状況で仕事をされていたのでしょうか。あるいは上司などのチェックは入らなかったのでしょうか。

松本会長：吉田委員、質問はまずそこまでよろしいですか。事務局の方で回答できますか。お願いします。

事務局（関谷）：新規採用の職員ではございません。前担当者との引継ぎを行っております。

吉田委員：新規採用職員ではないということ、法令はこうしないと効力が発生しないということを理解していなかったということですね。また、引継ぎについては、前の職員は公布していたので、公布しなければいけないということは書いてあったはずですよ。それを、読んでいなかったのか無視したのか、その辺は分かりますか。

松本会長：吉田先生の疑問点は、関係者一覧という資料の中で、まず誰が具体的に公布手続きの仕事を担当していたのかということですよ。これに対しては、先ほど事務局からは新規採用職員ではなかったという回答があったかと思います。それに対して、では誰だったのですかという趣旨の発言もあったように思ったのですが、それに対して事務局で回答できるのであればお願いします。

事務局（関谷）：公布手続きにつきましては、総務課の総務班の中の法規担当、関係者一覧の中で、備考欄に法規担当と書いている職員が担当しておりました。

松本会長：まず、吉田先生からの1番目の質問の最初の部分については、法規担当の職員が具体的に公布手続きを担当していたという回答でよろしいかと思います。その後吉田先生からは、職員の認識の問題についてご質問があったかと思うのですが、そこにつきましては、事務局で回答が難しいかと思いますが、そこはヒアリングの際に、先生からご質問いただいて回答を求めるという流れにしてはどうかと思います。先生よろしいでしょうか。

吉田委員：了解しました。ありがとうございます。

松本会長：吉田先生、他にご質問等ございますか。

吉田委員：（２）について、担当職員は公布ということが全く頭から抜け落ちていたとすると、株式会社ぎょうせいの方で例規集に載せる手続きについての回答では「総務課担当職員が議決日と同日に公布されたものとして」とありますが、公布されたものとして認識がなかったのですよね。そのため、「公布されたものとして」という言い方の回答は不正確なような気がするのですが、この辺りはいかがですか。

松本会長：事務局の方でお願いします。

事務局（関谷）：そうですね。すみません。「公布手続きの認識をしていなかった」のに、「公布されたものとして」という文脈は確かに矛盾しているかなと思います。実際、総務課担当職員が議決日と同日に更新データを送付していたということです。

吉田委員：議決は議会が行い、議長から町に議決されたということを送付されますよね。町長名で議長から来てるはずですよ。恐らく議長からは、「議決されたので、公布よろしく願います」とような文書が来るはずですよ。その文書を見ていけば、これは決裁されたのだなということや、公布しなきゃならないのだなということ、担当職員は恐らく思わないといけなはずなのですが、そのあたりは分かりませんか。分からなければヒアリングで聞くしかないです。

事務局（関谷）：実際に、株式会社ぎょうせいに対してデータを送付しているのは、議決日と
なっているというところまでしか、今事務局ではお答えできません。

松本会長：まさに吉田先生のおっしゃるとおり、その辺りを深めて原因究明に活かしていくと
いうことでよろしいのかなと思います。先生、他にご質問ございますか。

吉田委員：以上です。ありがとうございます。

松本会長：相高先生の方で質問等ございますか。

相高委員：公布されるまでの流れで、総務班担当者というのは総務課担当職員のことを言っ
ているのかなと思うのですが、その後の矢印で総務班、総務課長、副町長、町長と決裁ルート
があるのですがここでいう総務班というのはどなたにあたるのですか。

松本会長：法規担当ということではよろしいですかね。

事務局（関谷）：その通りです。

相高委員：担当者が法規担当ではないということですか。

松本会長：法規担当が総務班担当者で、その後、総務班の班長にいて総務課長に行くのかな
という理解をしていました。

相高委員：総務班の班長が見るという認識でいいですか。

松本会長：確認しましょう。事務局いかがですか。

事務局（関谷）：総務班担当者というのが法規担当です。

松本会長：この矢印でいくと、総務班担当者から総務班にいくと書いてあるので、それは総務
班の中の具体的には総務班長ということですか。

事務局（関谷）：決裁ルートとしては総務班の班長、課長にいくという理解でよろしいです。

松本会長：相高先生、それで大丈夫ですかね。

相高委員：ありがとうございます。



（２）職員へのヒアリングについて

松本会長：そうしましたら、事務局からの説明に関する質問等については一旦ここで区切りた
いと思います。

これからは事務局からの説明とお手元の資料をもとに議事を進行していきます。前回のお
さらいも含めて、少しまとめていきますと、前回の時には、原因究明という視点と、手続き
に不備があった条例、規則の効力に関する点を議論していきましょうという、大きな２つの
柱があったかなと記憶しております。

１番目の原因究明の部分につきましては、まさに前回の議事においても、ある程度質疑が
なされ、今回その質疑に基づいた回答やヒアリングに備えた関係者一覧の提出もありまし
たし、吉田先生からの事前の質問への回答もいただいているというところでございます。この
第１の柱から議論を深めていきたいと思っております。まさに吉田先生から色々なご指摘があ
りましたが、ある程度具体的なところを深めていく必要があるのかなと思っておりますので、先
生方で特に異議がないということであれば、そろそろヒアリングの実施について考えてもい
いのかなと思っております。

他に事前に確認しておきたいことがあれば、もちろんそれは進めていいかなと思うので
すがいかがでしょうか。進行としてはそろそろヒアリングの対象者の方へのヒアリング実施等
考えてもよろしいでしょうか。そういう方向でよろしいということであれば、今日までの議
論をもとに、ヒアリングを行っていかうということになるかと思っております。例えば、資料２の
一番下に、「条例、規則」と「規程、要綱、要領」の手続きについての公布手続きに不備が
あった経緯というところがまとめられておりまして、なぜ「規程、要綱、要領」と「条例、
規則」で違いが出ているのかについても回答があったところでございます。

総務課担当職員のいろいろな認識の問題であるとか、あるいは担当職員を管轄している総
務班の体制にいろいろと確認をしていく必要があるかなと思っております。私としては、こ
の資料３では、まず「公布手続きに不備のあった期間」の法規担当の方、それから「適切に
公布手続きした期間」の法規担当の方あたりについては、お話を伺うことが必要かなと思っ
ておりますし、その上司にあたる総務班長のような方についてもお話を伺っていく必要があ

るかなと思っているところでございます。ご意見があれば、いただければと思っております。先生方がかでしょうか。

吉田委員：今、会長がおっしゃったことで私はよろしいかと思えます。

相高委員：私としても、今あげた方をヒアリングするという形でいいかなと思えます。

松本会長：ありがとうございます。そうしますと、この関係者一覧表で、「適切に公布手続きした期間」が令和元年ということで、Aさんという方、それからBさんという方がいらっしゃるようですので、この2人にまずヒアリングを行うことになるかと思えます。それから、「不備のあった期間」においての法規担当が、Cさんという方、それからDさんという方をヒアリングした方がよろしいですかね。

吉田委員：ヒアリングというのはどういう形でされるのでしょうか。

松本会長：具体的には事前にある程度ここで議論した質問事項を、まとめて通知したうえで、ヒアリングしていくということになります。先生方にもオンラインで参加していただいて、質問できるような状況を作っていきたいと思っております。

吉田委員：オンラインでやられるということですか。

松本会長：もちろん先生がお越しいただけるのであれば、それはそれで構わないのですが、恐らくなかなか難しいのかなと思っております。

吉田委員：このような形でお願いしたいです。

松本会長：そこは事務局にも確認してみますが、事務局はオンラインでの対応は可能ということではよろしいですか。

事務局（関谷）：可能です。

松本会長：ヒアリングの時には、こういった形で先生方にもなるべくオープンに参加していただいた上で、質問をして回答をいただくという形で進めていきたいと思っております。

話を戻しますが、追加のヒアリングが必要な場合には、また改めて検討をするとして、当初のヒアリングとしては、先ほどお名前があがった3名を実施するということではよろしいでしょうか。一応、事務局に確認ですが、この方々は今も在籍とされていて、ヒアリングにに応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（関谷）：在籍しております。ヒアリングは可能です。

松本会長：可能であろうということですね。そうしましたら、この3名に対するヒアリングを軸に進めていきたいと思えます。こういった質問をするかを全くお伝えしないでヒアリングをしてしまうと、結局忘れてしまったとか、思い出す時間がほしいとかとなってしまわないのかなと思っておりますので、ある程度第三者委員会の方で事前に質問事項の概要はまとめてお伝えした方が良くかなと思っております。そういうことになりますと、少なくともそのヒアリングの実施までの間に、委員会において質問事項をある程度やり取りしてまとめておくという作業が必要かなと思っております。そういった進行でよろしいでしょうか。メール等のやり取りで十分できることかと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。ただ、かなり吉田先生のご質問に現れている部分になってくるかなと思っておりますので、参考にさせていただいて、原案を作ってやり取りしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

原因究明に関して今ヒアリングに関する議論を中心に、ここでやり取りしてきましたけれども、他に何か発言しておきたいことはございますか。

吉田委員：会長がおっしゃったことで結構だと思えます。

松本会長：一応事務局に確認ですが、ヒアリング対象者に対する通知は事務局をお願いをして大丈夫ですか。

事務局（関谷）：大丈夫です。

松本会長：そうしますと、スケジュール的なことに関しては、委員の方で質問事項をある程度まとめて、それをお出しして、検討の時間を見た上でのヒアリング実施ということになるかと思えます。何となくのイメージですが、年内までには質問事項を取りまとめて、年明けにはヒアリングが実施できればいいかなと思っております。先生方そのようなスケジュール感でよろしいですか。事務局も大丈夫ですか。

事務局（関谷）：大丈夫です。

松本会長：分かりました。そうしましたら、この部分に関する議事については引き続き検討し

て行きたいと思います。事務局の方で原因究明やヒアリングに関する部分について、何か補足でご発言等ございますか。

事務局（関谷）：ありません。



（３）条例の効力に関する部分について

松本会長：今日のテーマとしてはもう１つ、条例の効力に関する部分の議論に入っていきたいと思います。これに関しましては、私の知る範囲で一応一般的な行政法の、教科書的なものをピックアップして、該当するかなと思われるところを先生方に参考資料としてお出ししたところがございます。事務局から整理して提出いただいているものが、「条例規則リスト」というエクセルのファイル、「関係例規」というフォルダ、ワードファイルで「改正箇所見え消し」というフォルダ、「原議」というフォルダがございます。これは先生方一応受け取っていらっしゃるということでもよろしいですね。私もかなりの分量でしたので、全部見切れているわけではないのですが、一応そういったものが提出されているということで、事務局の方で簡単に説明いただくことは可能でしょうか。

事務局（関谷）：CDを皆さんにお送りしたのですが、その中のエクセルファイルに今回の不備のあった条例、規則が一覧としてあります。そこにリンクを貼っておりまして、そのリンクをクリックすると、条例が見れるという仕組みでございます。その一覧の中では、今回の不備のあった条例の名称と、その条例の概要を記載しております。そしてその条例で規定する施行日と、実際に公布した日を書いておりまして、その条例に記載する施行日と実際に公布した施行日のその他の期間についても表示しております。

松本会長：ありがとうございます。正直、私も見切れていないところがありまして、これからもう少し検討していかなければいけないかなと思っているところではあるのですが、何か今の時点でご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。

吉田委員：現時点ではありません。

相高委員：現時点ではありません。

松本会長：分かりました。私の方で考えていた進行としましては、この資料をもとに、各条例についての問題点をあぶり出していきたいかなと思っているところがございます。ただ、色々文献等を踏まえて、少し我々も一般的な考え方は整理しておく必要があるのかなと思っております。そういった議論もできればと思い、資料をお配りしたところがございます。例えば、先生方で他に提出可能な文献等がありますか。私も判例を調べてみて、あまり出てこなかったところが正直なところではあるのですが、他にも例えばこういう裁判例があるようだということがあれば、教えていただきたいなと思っております。何かございますでしょうか。

吉田委員：資料をいただきまして、勉強させていただきました。非常によく分かる事例でありまして、参考になりました。私の方ではそれも踏まえて、今日花石さんの方に朝ご連絡差し上げたのですが、船橋市で平成 29 年 4 月くらいに、条例改正漏れと申しますか、今回と同じように公布漏れしている事例があるようです。船橋市は、結局謝って、公布したものとみなすことで決着がついたようです。この事例については、事務局の方で把握されているということだったので、船橋市の問題がどういう経緯で、法的にどうなったかを詳しく確認していただければ、ありがたいなということが 1 点です。

もう 1 点は明治学院大学の渡辺先生という先生が、この船橋市の事案について、税という雑誌の中で、船橋市市税条例改正の遡及適用問題について、ある意味批判的に論文として考察しているものがあります。それは渡辺先生が船橋市から議会に呼ばれて参考人として発言したことをもとに論文にされているのですが、そのことについて事務局はご存知ですか。

松本会長：事務局お答えできますか。

事務局（関谷）：船橋市の事例は、調べている中で出てきたのですが、今日その事案について、資料を持ち合わせていないので、我々から今はお答えできません。

吉田委員：船橋市の事例について批判的なことを言っている渡辺先生のような方もいるのですが、このあたりの船橋市の考え方を法的な意味でも、町から船橋市に確認するなどの手続き

等をするつもりはありますか。

松本会長：その前にまず先生のおっしゃっている渡辺先生という方の論文は公表されているのでしょうか。

吉田委員：ネットで検索すればできます。

松本会長：分かりました。

吉田委員：名前が「船橋市市税条例改正の遡及適用と地方税条例主義」という論文です。

松本会長：分かりました。私も検索して確認してみたいと思います。

吉田委員：URLは連絡します。

松本会長：分かりました。追加の資料として活用したいと思います。ここについては検討して、また深めていくということでもいいかなと思っております。

今、実際に大槌町の立場としては、公布手続きに不備があったということで、気づいた後にすぐ全ての条例、規則について公布手続きを取ったという話になっておりますので、その結果として特段遡及させるような規定等を設けることなく、規定としては公布して施行されたという形になってるのかなと思います。その部分について、場合によっては公布をして施行した日というところと、公布が例えば令和3年11月だと書いてあったとして条例の施行日が、規則か何かで定められていれば、遡及する可能性というのはあるのかなと思うのですが、実際に公布した日が令和3年11月で、施行日が公布の日と書いてあると、それは令和3年11月に公布して施行したことになるわけですから、そうになってしまうと、施行日自体が遅れてしまっているということになりますよね。その場合はやはり遡及適用という議論にそもそももならなくなってしまうのかなということもあります。

そうすると遡及適用というような問題をどう考えるかというテーマと、遡及適用にならない規定についてどのように対応していくかという2つの問題があるのかなと考えているのですが、この理解は間違っていますかね。

吉田委員：それで、よろしいかと思いますが、船橋市の条例は、平成29年度に改正漏れ、公布漏れをしたのです。それが平成29年10月くらいに気づいて、もう1回条例を4月1日に議会の可決をもらって遡及適用しています。本来であれば、そういう手続きも必要かなと。大槌町で令和3年11月にやられたことは、はっきり言うと意味がなかったということで、これも廃止して、もう1回やり直すということもあり得るのではないのでしょうか。

松本会長：そういった対応策も含めて検討が必要ですね。ありがとうございます。

今回私の方で用意した資料が、最初に裁判例の資料、あとはコンメンタールのなものです。地方自治法の具体的には16条辺りの問題かなということで、それに関連する文献を1つ2つお出ししております。もう1つが、効力の発生要件という文献がありましたので、それを参考までに提出しているところです。文献等を見ておきますと、前回の議論にかなり近いところかなと考えているのですが、一般論としてはやはり刑事的なものは当然遡及できませんよという話になってきますし、恐らく町民の方に不利益を与えるような規定に関しては、厳しい部分が出てくるのかなという書きぶりかなと見ておりました。逆に町民の方にとってはプラスになるような、例えば補助金を給付するであるとか、そういう部分については遡及的な適用も否定されないという書きぶりだったかなと理解をしております。そういった一般的な考え方につきましては、各委員の方で合意が得られるのであれば、それを前提に各条例、規則の分析をしていくのがいいのではないかなと考えているのですが、この進め方はどうでしょうか。

吉田委員：結構だと思います。

松本委員：では一応、そういった視点のもとに、分析を深めていくということにしていきましょう。相高先生の方で文献等がもしあればご紹介いただきたいのですが、何かございますか。

相高委員：私の方からは特にないです。

松本会長：今出ているものぐらいかなというところですね。分かりました。ありがとうございます。

(4) 今後の議事の進め方について

松本会長：そうしましたら、この部分に関しての進め方ですが、まず吉田先生からご紹介いただいた文献なり、船橋市の事例について引き続き調査、検討を進めるところと、もう1つは、先ほど申し上げたような一般的な考え方というところのコンセンサスをもとに、各規定、条例、規則の問題点を具体的に検討していくという形で進めていきたいと思っております。

先ほどのヒアリング関連の話と、今お話しした調査・検討といったことが、次回までの宿題になってくるかと思っております。まずある程度そのあたりを終わらせた上で、次回の委員会にしたいと思うのですが、時間はどれぐらい取りましようか。

例えばですが、この条例や規則の検討というの、それなりに時間がかかってしまうのかなと思っております。誰か主担当を決めてやっていかないと、なかなか終わりが見えてこない感じがしております。ひとまず原案のような、分析の結果のようなものを私のほうで取りまとめ、それを先生方にお示しするという流れを考えてます。

吉田委員：ありがとうございます。

松本会長：その作業が年末か年明けくらいになってくるかなと思っております。ここから進め方になるのですが、恐らくヒアリング関連の部分は、ヒアリングをやる直前までのところは年明けくらいまでにできるのではないかなと思っております。そうすると目標としては、年明けあたりに次回の委員会の期日を予定しておいて、それまでにヒアリングの準備を終わらせ、この条例、規則の分析についても、ある程度形にしていくということにしたいかなと思っております。こういった進行で先生方よろしいでしょうか。一応、事務局に確認ですが、具体的な日程についてはここでは決めないのですかね。

事務局（関谷）：皆さんと調整してから決めます。

松本会長：目標としては年明けの早いところだと思っておりますが、スケジュールが難しい場合には少し先になるかもしれません。

吉田委員：相高先生も含めてもしよろしければ、私の方でヒアリングする職員に対してこういうこと聞きたいというのを簡単にまとめて、先生方に見ていただくということをやらせていただければと思うのですが。

松本会長：ぜひお願いします。相高先生もよろしいですよ。

相高委員：はい。お願いします。

松本会長：そうしましたら吉田先生の質問事項の原案みたいなものについては、一応年内ぐらいにはいただけるような感じになりますか。

吉田委員：年内と言わず、12月前半ぐらいには。

松本会長：そうしますと、だいたい決めるべきところを決められたかなと思っておりますが、事務局から何か補足等ございますか。

事務局（関谷）：ございません。

松本会長：事務局には、ヒアリング対象者の方々への協力のお願いは、最低限ご対応いただきたいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉田委員：先ほど私の方でお願いしていた、船橋市のどういう過程であのような事があって、決着がついたか、その辺りについて船橋市に調査する必要はあるかどうかについてはいかがでしょうか。

松本会長：私の意見としては、まず船橋市の事例をあまり私も詳しく把握しておりませんので、まずそこを勉強させていただいて、その上で、場合によっては船橋市側にお問い合わせをすることはあってもいいかなと思っております。これはどちらかというと、事務局というよりは、第三者委員会として、お問い合わせの文書みたいなものを作って送った方がいいのではないかなと個人的に思っております。

吉田委員：分かりました。

松本会長：他にございますか。では、そういった進行で進めていきたいかなと思っております。そうしましたら、議論すべきところ議論できたかなと思っております。

吉田委員：今の話で確認ですが、船橋市への調査は私どもがするということになりますか。

松本会長：いいえ、そうではなくて、まず文献等を検討した上で、必要に応じて問い合わせが必要という議論になってくれば、第三者委員会でお問い合わせの文書等作成してお送りする

という流れを作ってみてはどうかと思っております。

吉田委員：分かりました。

松本会長：そうしましたら、本日の議事につきましては以上にしたいと思います。その他、先生方から何かございますでしょうか。



3 閉会

松本会長：以上もちまして、第2回の委員会については終了いたします。次回の委員会につきましては、事務局より改めて通知いたします。本日はありがとうございました。